

剣道、居合道、杖道「教士」審査会要項

一般財団法人 富山県剣道連盟
全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道、居合道、杖道 の錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過（令和 2 年 11 月 30 日以前に取得）した者

2. 全剣連による教士号審査の方法

コロナウイルス感染拡大防止や被害の減少に協力するため、試験会場での称号教士筆記試験は中止となり、下記の通り課題に対する小論文提出の形式で実施、小論文を採点の上、審査会に付議して合否が決定される。

3. 小論文課題

- ① 課題 剣道 「剣道指導者としての在り方」
居合道 「称号（教士）としての指導への取り組みについて」
杖道 「称号（教士）としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

※再受審者についても、上記課題の小論文提出といたします。

- ② 字数 800 字以上、1200 字以内。
- ③ 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B 4 縦書き）用紙 1～3 行目に表題と都道府県名・氏名を記し、4 行目 2 段目より書く事。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。
- ④ 提出 封筒長 3（長さが 23.5 cm・幅が 12 cm）の表に「剣道道称号教士受審」（居合道、杖道の場合は、剣道に変えてそれぞれを書く）、裏に登録都道府県名と氏名を標記し封印したもの。

4. 申込み

- (1) 受審を希望する者は、所属地区連盟を通じて申し込むこと。
- (2) 申込締切 所属地区連盟 令和 4 年 9 月 17 日（土）
富山県剣道連盟 令和 4 年 9 月 22 日（木） 必着厳守
- (3) 申込先 〒939-8076
富山市太郎丸 2-77 伊勢税理士事務所内
（一財）富山県剣道連盟事務局
電話 076-492-4040 FAX 076-423-6087
- (4) 提出書類
 - ①(一財)富山県剣道連盟「審査願（六～八段・称号）」（半券）
 - ②全剣連様式・受審申請書（本人用）
 - ③小論文（3. を参照のこと）

5. 審査料

受審願と同時に納入すること。

6. 全剣連への推薦について

富山県剣道連盟審議会において、当連盟の定める講習会受講の要件、および、申込者が規則第 10 条第 2 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「教士を受審しようとするものの備えるべき要件（①～③）を審査し、これらをすべて満たしている」とみなされた場合は全剣連会長に候補者として推薦する。